

平成13年 6 月22日
原子力安全対策課
(1 3 - 2 6)
<11時30分資料配付>

敦賀発電所および美浜発電所の原子炉設置変更許可について

このことについて、日本原子力発電株式会社および関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機、2 号機および関西電力(株)美浜発電所 1 号機、2 号機、3 号機の使用済燃料の再処理委託先確認方法の一部変更について、平成13年 2 月21日に経済産業省に対し原子炉等規制法に基づく原子炉設置変更許可申請を行っていたが、本日、6 月22日に経済産業省から原子炉設置変更許可を受けた。

<原子炉設置変更許可の概要>

1. 対象プラント

敦賀発電所 1、2 号機

美浜発電所 1、2、3 号機

2. 変更理由および内容

使用済燃料の再処理委託先確認*方法について、使用済燃料の搬出前までに政府の確認を受けることが可能なようにするため、一部変更を行う。

従来	再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。
変更後	再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。

*：原子力平和利用の観点から再処理委託先が核不拡散上問題ないことを政府として確認するもの。

【参考】 県内発電所における再処理委託先確認方法の一部変更に係る
原子炉設置変更許可状況

敦賀発電所	H13. 2. 21申請、H13. 6. 22許可	(今回)
美浜発電所	H13. 2. 21申請、H13. 6. 22許可	(今回)
大飯発電所	H11. 5. 27申請、H12. 6. 30許可	
高浜発電所	H10. 5. 11申請、H10. 12. 16許可	